

# 福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務 仕 様 書

## 1 委託業務名

福岡県市販薬適正使用啓発資材制作業務

## 2 業務委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

## 3 業務内容

市販薬についての正しい知識及び不適切な使用（オーバードーズ）の危険性をわかりやすく伝えることで理解及び関心を深め、適正使用促進に資することを目的としたパンフレット2種（小学生向け、中高生向け）を制作すること。パンフレットに付随する啓発資材があれば、契約上限額の範囲内で企画提案及び制作を可とし、審査の対象とする。

### <内容>

- ・パンフレットの記載内容、訴求事項等については別紙制作条件のとおり。
- ・受託者が全体のデザインをアレンジしたものを県に提示し、県と協議の上で最終決定する。
- ・作成した成果物及び電子データを県に提出すること。提出方法、ファイル形式は、委託契約締結後に双方協議の上、県が指定する。

### <仕様>

（1）規 格 A5判 フルカラー8ページ程度（表紙、裏表紙含む）

（2）製 本 中綴じ

（3）用 紙 コート紙90kg

（4）部 数 各10,000部（計20,000部）

※100部ごとに区切りとなる白紙（無地）を挿入すること。

（5）納品先 福岡県保健医療介護部薬務課（福岡市博多区東公園7-7）

### <用途>

- ・学校における薬物乱用防止教室において配布するほか、県ホームページへの掲載、電子データの一部をSNS広告等で利用する。

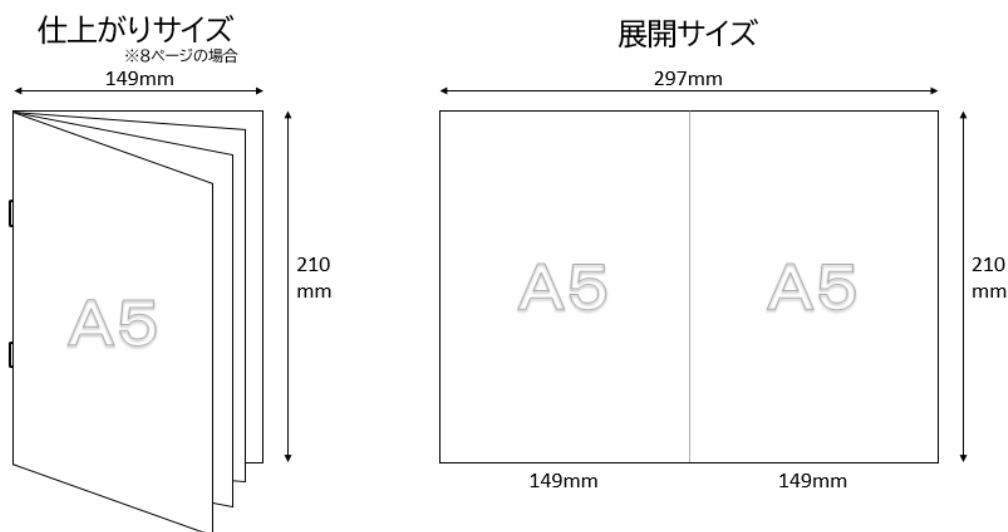


図 パンフレットのイメージ

#### 4 著作権等

成果物の著作権や著作権は福岡県に帰属する。成果物に既存著作物が含まれる場合、福岡県が成果物を利用するために必要な全ての権利が許諾されている必要がある。また、制作に伴う撮影等に係る手続きや著作権料については、受託者が負担すること。

#### 5 成果物の納入期限

令和8年1月30日（金）（予定）

#### 6 委託業務実施報告書

受託者は、業務完了後速やかに業務完了報告書（A4版）を作成し、福岡県保健医療介護部薬務課に1部提出すること。